

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系給気処理装置内加熱コイル真空破壊弁（4台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	主発電機固定子巻線冷却系発電機入口配管フランジより水のリーク（2～3滴/秒）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
3	3号機	炉心スプレイ系テスト可能逆止弁等（2台）点検において、駆動部リミットスイッチ用フレキシブル電線管接続部の折損が認められたため、当該部を交換	D	
4	3号機	高圧注水系タービン入口弁等（6台）グランドリークオフ弁点検において、接続配管内が塵埃・錆等で詰まり気味であることが認められたため、当該配管を交換	D	
5	3号機	気体廃棄物処理系ブリード流量調整弁点検において、接続配管内面に腐食が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	3号機	原子炉建屋4階原子炉再循環系MGセット（B）エリア東側壁面のひびより水ののにじみが認められたため、当該部を点検及び対応検討	C	
7	5号機	原子炉建屋主蒸気管トンネル室換気空調系ダンパ駆動部等（2台）点検において、駆動部にエアリークが認められたため、当該部を交換	D	
8	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器室換気空調系ダンパ駆動部等（4台）点検において、駆動部空気制御部品にエアリークなどの不具合が認められたため、当該部を交換	D	
9	5号機	タービン建屋床ドレンサンプポンプ（A）出口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）入口空気駆動弁制御空気用フィルタに油のにじみが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
11	6号機	第5給水加熱器（A、B、C）水位制御弁（3台）点検において、弁グランド封水用配管の接続部（ねじ込み）に折損が認められたため、当該配管を修理	C	
12	6号機	第5給水加熱器（A）非常水位制御弁グランド封水用配管に曲り及び水ののにじみが認められたため、当該部を修理	C	
13	6号機	タービン建屋1階給水加熱器室主蒸気止め弁監視用モニターテレビ操作卓点検において、カメラ照明用スイッチの動作不良（ONのまま）が認められたため、当該スイッチを交換	D	
14	6号機	第6給水加熱器（A）非常用排水配管ドレン弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に線状指示模様が認められたため、当該弁を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器出口酸素濃度計点検において、出力電流値に精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
16	6号機	復水脱塩装置再循環ポンプ（A）軸受冷却水配管接続部（ユニオン継手）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器及び再結合器（A）バイパス弁点検において、動作不良（閉状態で固着）が認められたため、当該弁を修理	D	
18	6号機	500kV超高压開閉所壁貫ブッシング点検において、双葉線2号（6号機用送電線）壁貫ブッシング（屋内側・黒相）の絶縁油面計に油のにじみが認められたため、当該油面計を修理	D	
19	6号機	給復水系復水前置ろ過器逆洗水受タンクベント弁等（3台）空気駆動部点検において、制御電磁弁排気孔よりエアリーク（微少）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
20	集中環境施設	補助ボイラ脱気器（A）入口流量積算計上流ストレーナに詰まりの可能性が認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
21	集中環境施設	補助ボイラ（B）水圧試験準備のための水張り作業において、弁操作（全閉）の確認不足により、運転中の補助ボイラ（A）の給水量が減少し、「ドラム水位低低」にて自動トリップしたため、対応検討	C	
22	その他	使用済燃料共用プール設備換気空調系非常用電気品（B）区域送風機（B）電動機点検（組み立て作業）において、電動機シャフト及び羽根車ボス部に損傷（かじり傷）を与えたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで